

豊浜漁港区域内泊地指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

1 施設の概要

施設名 : 豊浜漁港区域内泊地
所在地 : 知多郡南知多町大字豊浜字豊浦地内
設置根拠 : 愛知県漁港管理条例（平成11年 条例で区域指定）
設置目的 : 漁港内で増大するプレジャーボートを集約し、漁業従事者へ影響が及ぼさないよう適正に管理するため
施設概要 : 泊地 8,560 m²

2 指定管理概要

指定管理者名 豊浜漁業協同組合
指定期間 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
定期的な施設内巡視 : 1日2回以上の巡視を行い、泊地の係留状況のみならず施設巡視も行っている。（平成28年度から実施）
施設の清掃 : 年6回程度実施するとともに、台風後などに多大な流木やごみが漂着した際には、漁港管理者と協力して復旧にあたる。（平成28年度から実施）

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
豊浜漁港区域内泊地	70	38	70	38	0

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	30年度		29年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	2,233	2,233	2,233	2,233	0
利用料金収入	—	—	—	—	—
指定管理料	2,233	2,233	2,233	2,233	0
その他	0	0	0	0	0
支出	2,233	2,233	2,233	2,233	0
収支差	0	0	0	0	0

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	施設利用者の平等な利用の確保や法令遵守など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設巡視や利用者への指導など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
サービスの維持・向上	A	地元自治体等との連絡調整など、県の求める水準どおり適切に行われていた。
運営等の安定性	A	県との連携や文書管理など、県の求める水準どおり適切に行われていた。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者会を組織しており、そこで利用者からの要望・苦情などの意見を聞くことができるが、これまで特に意見などはない。

7 その他

該当事項なし

○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ
電話：052-954-6966（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp